定例記者会見

【日時】8月31日(火)11:00~11:40

【場所】新居浜市役所 消防防災合同庁舎 5 階

報道項目

令和3年第4回新居浜市議会定例会議案概要について 新型コロナウイルス感染防止対策について 新型コロナワクチン接種状況について

<市長>

おはようございます。

本日は定例記者会見にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

まず、はじめに、市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、感染回避行動にご理解・ご協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。一方で、全国的に感染力の非常に強い新型コロナウイルス感染症「デルタ株」による感染拡大は依然として、収束の出口が見えず、全国21都道府県に対する「緊急事態宣言」、そして愛媛県を含む12県に「まん延防止等重点措置」が発出される危機的状況になっています。この困難を乗り切るため、今一度、正しいマスクの着用や3密回避など感染回避行動の徹底とあわせて、不要不急の外出自粛や買い物の回数を減らすなど人との接触を回避する行動に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、市内すべての接種対象者(12歳以上の方、107,349人)の皆様への接種券の発送が完了いたしました。接種対象の皆様には、メリットとデメリットについてご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化予防するため積極的な接種をお願いいたしたいと思います。

それでは、ご説明させていただきます。

本日、召集告示いたしました「第4回市議会定例会」は、9月7日に招集いたします。 今(こん)議会に提案いたします補正予算(案)では、私立保育所等施設整備事業の公共事業 をはじめ、斎場施設整備事業等の単独事業のほか、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン 接種費等の施策費について予算措置いたしております。

また、予算議案以外には、令和2年度一般会計歳入歳出決算などの各種会計の「決算の認定」、「工事請負契約」の一般議案のほか、「新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」などの条例議案を上程することといたしております。

詳細につきましては、企画部から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

〇令和3年第4回新居浜市議会定例会議案概要について

<司会>

8月31日に招集告示されました9月定例市議会の日程につきましては、9月7日開会となっております。(9月24日まで)

また、今回提出されます議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございまして、

報 告 4件

認 定 2件

一般議案 1件

条例議案 4件

予算議案 2件 の

合 計 13件 です。

なお、追加提出を予定しておりますものに、

報告 1件

一般議案 3件

人事議案 2件

諮 問 1件 の

合 計 7件 がございます。

それでは、予算関連の報告及び予算議案につきましては財政課から、

また、予算関連以外の報告、一般議案、条例議案及び追加提出予定議案につきましては、総合政策課から、それぞれ説明させていただきます。

<財政課長>

予算関連の議案等について、ご説明いたします。

はじめに、報告議案でございます。

議案書の3ページをご覧ください。

報告第20号「令和2年度新居浜市継続費精算報告」につきましては、一般会計において継続費を設定し事業を進めていた、長期総合計画策定費など3事業について、事業の完了に伴い、継続費の精算報告を行うものでございます。

6ページをご覧ください。

次に、報告第21号「健全化判断比率の報告」につきましては、令和2年度決算に基づく実 質赤字比率など4項目の健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告する ものでございます。

8ページをご覧ください。

報告第22号「資金不足比率の報告」につきましては、水道事業など5公営企業の令和2年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものでございます。

13ページから16ページをご覧ください。

次に、認定議案でございます。

認定第1号及び認定第2号につきましては、決算の認定でございます。

認定第1号は、令和2年度新居浜市水道事業会計決算、工業用水道事業会計決算、及び、公共下水道事業会計決算について、また、認定第2号は、令和2年度新居浜市一般会計歳入歳 出決算及び渡海船事業特別会計ほか6特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付すものでございます。

これらのうち、一般会計と特別会計の決算の概要について、簡単にご説明いたします。

お手元に配布しております「令和2年度決算と主要な施策の成果等に関する説明書」の9ページをお開きください。

まず、一般会計では、歳入決算額が、646億508万6千円、歳出決算額が、634億4, 146万4千円となっており、形式収支は、11億6,362万2千円、実質収支は、9億 68万円となっております。

また、特別会計では、平尾墓園事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、及び、工業用地造成事業について、黒字決算となっております。

続きまして、議案第54号、第55号の予算議案につきまして、お手元の「令和3年度9月 補正予算案の概要」でご説明いたします。

1ページをお開きください。

はじめに、予算規模でございます。

まず、一般会計では、私立保育所等施設整備事業の公共事業をはじめ、斎場施設整備事業などの単独事業のほか、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費などの施策費について予算措置を行っており、補正額は6億4,337万6千円の追加、補正後の予算総額は、531億8,775万9千円となり、対前年度同期比は、115億1,645万2千円、17.8%の減となっております。

また介護保険事業特別会計では、補正額5,525万1千円の追加、補正後の予算総額は、 140億906万9千円となっております。

2ページをご覧ください。

一般会計補正予算の主な事業について、ご説明いたします。

まず、私立保育所等施設整備事業につきましては、新居浜社会福祉事業協会が運営する、新 居浜南沢津保育園の大規模修繕に対して補助するもので、1,387万5千円の追加でござ います。

次に、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費につきましては、不足が見込まれる委 託料などの事務費について、1億9,220万円を追加するものでございます。

3ページをお開きください。

旧別子観光センター跡地整備事業につきましては、旧別子観光センター跡地に、登山客など に向けた駐車場やトイレなどを整備するもので、3,800万円の追加でございます。

次に、総合運動公園推進事業費につきましては、新居浜市総合運動公園構想の実現に向けて、 基本計画を策定するもので、3,500万円の追加でございます。

4ページをご覧ください。

斎場施設整備事業につきましては、待合棟の大規模改修をおこなうもので、1億8,469 万円を追加するものでございます。

次に、補正予算の款別歳入と経費別歳出でございます。

歳入につきましては、地方交付税3億568万1千円、国庫支出金2億899万6千円をは じめ、県支出金、市債を追加し、繰入金を7,717万3千円減額しております。 5ページをご覧ください。

歳出につきましては、施策費が2億5,381万1千円、単独事業費が3億7,569万円 などとなっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算の事業についてでございます。

償還金につきましては、令和2年度決算における、介護給付費など対する国庫支出金等の精算に伴い、償還金として、3,948万2千円を追加するものでございます。

次に、介護給付費準備基金積立金につきましては、それら償還の残余を基金に積み立てるもので、1,576万9千円の追加でございます。

以上で予算関連議案等の説明を終わります。

<総合政策課長>

報告1件、一般議案1件及び条例議案4件について、議案書に従い、ご説明いたします。 それでは、議案書の10ページから12ページをご覧ください。

まず、報告第23号「専決処分の報告」(和解及び損害賠償の額の決定)につきましては、 主要地方道新居浜角野線(久保田町一丁目)において、道路を横断中の公用車と北進してき た相手方の軽自動車とが接触し、双方の車両が損傷した交通事故について、相手方と和解し、 損害賠償の額を決定することを専決処分したので報告するものでございます。

次に、議案書の17ページから22ページをご覧ください。議案第49号、「工事請負契約」 につきましては、「令和3年度清掃センター定期点検整備工事」の請負契約を締結するため、 議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の23ページをご覧ください。議案第50号、「新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による条文整備を行うものでございます。

次に、議案書の24ページ、25ページをご覧ください。議案第51号、「新居浜市個人番号カードの利用に関する条例の制定」につきましては、職員の出勤及び退勤の管理に関する事務における個人番号カードの利用について必要な事項を定めるための条例を制定するものございます。

次に、議案書の26ページから29ページをご覧ください。

議案第52号、「新居浜市特定教育・保育施設 及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国の基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等が記録等を電磁的記録により行うことができることとするため、及び条文整備を行うものでございます。

次に、議案書の30ページから32ページをご覧ください。

議案第53号、「新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、

国土交通省令の一部改正に伴い、自転車歩行者専用道路等の構造に関する基準を定めるため、及び条文整備を行うものございます。

最後に、今回追加提出する案件は

報告 1件、一般議案 3件、人事議案 2件及び諮問 1件 の 合計 7件 を予定しております。

○新型コロナウイルス感染症対策について

○新型コロナワクチン接種状況について

<市長>

「新型コロナウイルス感染症対策」について、でございます。

新型コロナウイルスに関しましては、本市におきましても「デルタ株」が原因とされるクラスターが発生するなど、これまでに見られないような勢いで感染が拡大しており、陽性者数は8月中旬以降に急激に増加し、この1か月間で180人を超える陽性者を確認しております。1か月間の陽性者数といたしましては、4月以来の100名以上の確認であり、これまでの最大数を更新している状況でございます。

このような状況の中、医療体制も瀬戸際となっており、先日、新居浜市医師会におかれましては、緊急会見が開かれ、現状への強い危機感が示されたところでございます。

新居浜市といたしましては、新聞折込や自治会を通じての注意喚起文書の配布、街頭において、私自身が不要不急の外出自粛を訴えるとともに、横断幕を掲げて市民への注意喚起を促すとともに、主要交差点に、横断幕の設置を行いました。

また検査体制の充実を図るため、愛媛県、西条市、愛媛県総合保健協会と協力し臨時 PCR 検査センターを設置し、約1,100人の市民の方にご協力をいただきました。

おかげさまを持ちまして、一時の10人を超えるような感染確認はなくなってきていますが、 新学期を迎え今が感染を抑え込む正念場であると考えております。明日、9月1日からの新 学期の開始については、お配りしております市内小・中学校における感染対策を徹底するこ とで、通常とおりの開始することといたします。

市民の皆様方には、油断することなく、正しいマスクの着用や手指消毒、3 密回避など「感染回避対策の継続徹底」、これまで以上に不要不急な外出は自粛していただくなど、人のとの接触を回避する行動を心掛けいただきたいと思います。

続きまして、「新型コロナワクチン接種状況」についてお知らせいたします。

本市では、去る8月21日に19歳から29歳の方へ接種券を送付いたしました。これにより12歳以上の接種対象者の方へ接種券をお渡しできたことから、希望するすべての方がワクチンを接種できる体制が整ったこととなります。

8月30日現在、12歳以上の対象者のうち 80,670 人の方が予約手続きを完了しており、 予約率は75.2%となっています。

また、1回目の接種済人数は66,031人で、接種率61.5%、また、2回目の接種済人数は50,512人で47.1%となっています。なお、病院での個別接種とリーガロイヤルホテルでの集団接種により、週あたり約7,400人がワクチンを接種しています。

市内での接種が順調に進むとともに、心配されていた、国からのワクチン供給量にも一定の 見通しが立ったことから、接種のスケジュールを当初の11月末から1か月早め、10月末 までに、希望されるすべての皆さんが接種を終えることができるよう、新居浜市医師会をは じめ各医療機関の御協力のもと、安定した予約の受付および、確実な接種を進めているとこ ろです。

新居浜市でもクラスターが発生するなど、陽性者が確認されています。ワクチン接種には、 新型コロナウイルス感染症の発症および重症化の予防に効果があると言われています。ご 自身はもとより、あなたの近くにいる「ご事情により接種できない方」や接種の対象外とな っている「12歳未満の子ども達」への感染拡大を防止するためにも、できる限り早めに接 種していただきたいと思います。

ただし、ワクチンを接種すればコロナウイルスに感染しないと言うことではありません。接種後も感染の拡大を防ぐため、正しいマスクの着用や手洗い、3密を避けるなどの感染回避行動は重要です。今こそ、ご自身と大切な人の命を守るため、積極的なワクチン接種と感染回避行動の継続を強くお願いいたします。